

加東市立加東みらいこども園重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

施設の概要	名称：加東みらいこども園 所在地：加東市山国2001番地1
目的	乳児から就学前までの幼児に、その発達段階に応じた養護と教育を提供することで、心身の健やかな成長に寄与するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
運営の方針	児童福祉法（昭和22年法律第164号）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第64号）その他の関係法令を遵守して運営する。

2 提供する教育・保育の内容

理念	心身共にたくましい人間力の基礎作り
目標	か：考え伝え合う子ども（思考・言語） と：共に育ち合う子ども（意欲・共感） う：生み出す力をもった子ども（創造・表現） の：のびのび遊ぶ子ども（健康・安全） こ：心豊かな子ども（心情・感性）
教育課程	健康、人間関係、環境、言葉、表現、年中行事等
給食	自園で調理したものを提供する。

3 職員体制

園長	1人
副園長	1人
保育教諭	35人以上
調理員	5人以上
事務員	1人

※必要により、その他の職員を配置します。なお、職員数は入所人数により変動することがあります。

4 教育・保育を行う日及び時間等

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

教育・保育を行う日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前9時00分から午後2時00分まで
幼稚園型一時預かり	月曜日から金曜日まで（教育時間終了後から午後4時まで） ※別途追加料金あり（30分100円）
一般型一時預かり （春季・夏季・冬季休業中）	（上記以外） ○時間：午前9時から午後4時まで

	○利用料金 〔４時間未満〕 利用料１，３００円、食事代(主食・副食費)２００円 〔４時間以上〕 利用料１，８００円、食事代(主食・副食費)２００円
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
	日曜日及び土曜日
	春季休業日　３月２６日から４月４日まで
	夏季休業日　７月２１日から８月３１日まで
	冬季休業日　１２月２１日から１月８日まで
	園長が教育上特に必要と認め、加東市長の承認を得た日

【２・３号認定子ども（保育短時間認定）】

教育・保育を行う日	月曜日から土曜日まで（土曜日の利用は、利用ごとに火曜日までに申し出るものとする）
保育時間	午前８時００分から午後４時００分まで
延長保育	(前延長)午前７時００分から午前８時００分まで (後延長)午後４時００分から午後７時３０分まで ※別途追加料金あり（１０分１００円）
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
	１２月２９日から翌年１月３日まで

【２・３号認定子ども（保育標準時間認定）】

教育・保育を行う日	月曜日から土曜日まで（土曜日の利用は、利用ごとに火曜日までに申し出るものとする）
保育時間	午前７時３０分から午後６時３０分まで
延長保育	(前延長)午前７時００分から午前７時３０分まで (後延長)午後６時３０分から午後７時３０分まで ※別途追加料金あり（１０分１００円）
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
	１２月２９日から翌年１月３日まで

５ 保育料等

保育料	３号認定のみ、園児が居住する市町村が定める額
実費負担	給食費
	１号認定：１食２００円(主食費２０円＋副食費１８０円)×教育日数分
	２号認定：月額５，０００円(主食費５００円＋副食費４，５００円)
	制服・教材費
	保護者会費
	※その他、別途書面によりお知らせする費用の実費

6 子どもの区分ごとの利用定員

教育認定を受けた園児	4 5 人
保育認定を受けた園児のうち満 3 歳以上の者	1 3 5 人
保育認定を受けた園児のうち満 3 歳未満の者	1 0 8 人

7 利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始に関する事項	教育認定を受けた者からの利用申込みに対し、これに応じる。
	保育認定を受けた者からの利用申込みに対し、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
利用の終了に関する事項	教育認定を受けた園児が退園又は休園しようとするときは、保護者が理由を記して園長に願出するものとする。
	保育認定を受けた園児が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。 ① 市町村が保育認定を取り消したとき。 ② 保護者から利用の取消しの申し出があったとき。 ③ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

緊急時の保護者への連絡方法	あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡します。
学校安全計画	策定済
避難訓練等	毎月 1 回実施
管轄する警察署その他の関係機関	警察署：加東警察署 消防署：加東消防署

9 保険に関する事項

加入保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
加入保険の内容	保育中の傷害・死亡事故に対する補償
補償金額	医療保険の定めにより算定されます。

10 要望・相談の受付

相談・苦情解決責任者	園長
受付方法	面接・文書・電話等

11 特記事項

教育・保育の提供に当たり、個別の配慮が必要と判断した場合は、保護者に対し別途情報提供をお願いすることがあります。
--

12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
